

広島市発達障害者支援連絡調整会議開催要綱

(開催)

第1条 本市における発達障害者及びその家族に対する総合的な支援について、円滑な推進を図るため、広島市発達障害者支援連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を開催する。

(連絡調整等)

第2条 連絡調整会議において、次の各号に掲げる事項についての連絡調整、情報交換及び意見聴取を行う。

- (1) 発達障害者支援センター運営事業の実施状況の報告に関する事。
- (2) 「広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム」に掲げる事業・取組の実施状況の報告に関する事。
- (3) 発達障害者に対する総合的な支援の在り方に関する事。
- (4) その他連絡調整等に関する事。

(構成)

第3条 連絡調整会議は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 家族又は保護者の団体の代表
- (2) 学識経験のある者
- (3) 地域医療関係団体の代表
- (4) 障害児・障害者相談支援事業実施施設の代表
- (5) 就労支援機関の職員

(会議)

第4条 連絡調整会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 連絡調整会議は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 連絡調整会議は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、こども未来局こども・家庭支援課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月17日から施行する。
- 2 この要綱は、発達障害者及びその家族に対する総合的な支援に関して、連絡調整会議としての役割を終えた日限り、その効力を失う。